

# 特集 確定申告 が始まります

間もなく所得税と市県民税の申告の時期になります。必要な書類を準備して、申告してください。

あらかじめ国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、自分で申告書を作成し、提出することをお勧めします。

また、電子申告(e-Tax)を利用して確定申告書を提出することもできます。

本人の電子署名と電子証明書を添えて送信した人は、最高3,000円の税額控除を受け利用することができます(平成19～23年分に利用した人以外)。

外)。ぜひご利用ください。

## ▽申告相談開催日・地区別会場

市では地域別に申告相談会場を設けます。申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表(下表)を確認の上、会場にお越しください。 ※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

▽相談時間 午前9時～正午、午後1～4時  
▽申告時に必要なもの 源泉徴収票、生命保険などの支払証明書、印鑑、通帳、その他必要書類

## 所得税の確定申告が必要な人

- ・営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・サラリーマンなどで、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与をもらっている人

・給与の年収が2千万円を超える人

・医療費控除、寄付金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人

※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告の必要がある場合があります。

## 市県民税の申告が必要な人

平成25年1月1日現在、市内に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。ただし、次の要件に該当する人は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・平成24年中の所得が給与または公的年金のみである人
- ※平成24年中の所得が給与または公的年金のみの人で、

## 申告相談会場地区別日程表

| 開催日     | 地区             | 会場                  |
|---------|----------------|---------------------|
| 18日(月)  | 西須恵・東須恵・飯井     | ゆめトピア長船2階リフレッシュスタジオ |
| 19日(火)  | 牛文・磯上          |                     |
| 20日(水)※ | 福里・土師          |                     |
| 21日(木)※ | 福岡             |                     |
| 22日(金)  | 服部             |                     |
| 25日(月)  | 八日市・長船         | 牛窓町公民館3階大会議室        |
| 26日(火)※ | 長浜             |                     |
| 27日(水)※ | 鹿忍・千手          |                     |
| 28日(木)  | 牛窓             | 瀬戸内市役所2階大会議室        |
| 1日(金)   | 牛窓             |                     |
| 4日(月)   | 福谷・虫明          |                     |
| 5日(火)※  | 上笠加・下笠加・箕輪・北池  |                     |
| 6日(水)※  | 大富・福山・向山・北島    |                     |
| 7日(木)   | 尻海・庄田          |                     |
| 8日(金)   | 東谷・豊原・大窪       |                     |
| 11日(月)  | 尾張・山手・豊安       |                     |
| 12日(火)  | 山田庄            |                     |
| 13日(水)  | 本庄・上山田・下山田     |                     |
| 14日(木)  | 豆田・福元・百田・宗三・福中 |                     |
| 15日(金)  | 地区指定なし         |                     |

※印が付いた開催日には、西大寺税務署の職員も同会場で相談を受け付けます。(地区指定なし)

## 【市県民税の住宅借入金等特別税額控除について】

市県民税における住宅借入金等特別税額控除は、次のいずれかの場合に適用されます。 ①適用を受けようとする年度の分の市県民税(個人住民税)の申告書もしくは前年分の所得税の確定申告書(いづれも市県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出

されたもの)に、所得税の住宅ローン控除に関する事項の記載がある場合

※市県民税の納税通知書は6月中旬の発送を予定しています。送達した後に申告書を提出する場合は、市県民税の住宅借入金等特別税額控除を受けられません。

②適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日において、源泉徴収義務のある給与支払者から給与の支払いを受けている者が、租税特別措置法第41条の2の2に規定する年末調整に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除を受けている場合

## 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書

提出する必要があります。また、市県民税の申告が必要な場合があります。

## 生命保険料控除が変わりました

平成24年分の確定申告から生命保険料控除の対象となる契約が一部変更されました。対象となる契約は次の5契約となり、控除限度額も変更されました。

- ▽所得税の控除限度額
  - ①新一般保険契約(平成24年1月1日以後に締結したものの) 限度額4万円
  - ②旧一般保険契約(平成23年12月31日以前に締結したものの) 限度額5万円
  - ③新介護医療保険契約(平成24年1月1日以後に締結したものの) 限度額4万円
  - ④新個人年金保険契約(平成24年1月1日以後に締結したものの) 限度額4万円
  - ⑤旧個人年金保険契約(平成23年12月31日以前に締結したものの) 限度額5万円

※①～⑤の合計額が保険料控除の金額となりますが、こ

## 要介護認定を受けている人の障害者控除

の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除対象額は12万円となります。

■問い合わせ先  
税務課 0869・22・1114  
国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/>

## 要介護認定を受けている人の障害者控除

は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日 平成24年12月31日  
▽申請方法 障害者控除対象者認定申請書は福祉課、保健福祉部久分室、牛窓支所、裳掛出張所にあります。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日かかります。 ※平成24年12月31日の時点で

障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

▽申請先 福祉課、保健福祉部久分室、牛窓支所、裳掛出張所  
■問い合わせ先 福祉課 0869・26・5943

## 老齢年金の源泉徴収票

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になります。そのため、老齢年金を受けている人には、日本年金機構から1年間の年金の支払総額などを記載した源泉徴収票が1月末日までに送付されますので、確定申告の際に提出してください。

2月になっても源泉徴収票が届かないときや紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。急ぐ場合は、近くの年金事務所まで再発行しますので、申し出てください。

■問い合わせ先  
ねんきんダイヤル 0570・05・1165  
※050または070から始まる電話の場合  
03・6700・1165  
岡山東年金事務所 086・270・7929

## 確定申告期間中の日曜日も相談を実施

西大寺税務署では、確定申告期間中の日曜日にも申告相談を実施する日を設けています。  
▷相談日時 2月24日(日)、3月3日(日) 午前9時～午後4時  
▷会場 ままかりフォーラム(岡山市北区駅元町14-1)  
※駐車場は有料です。  
■問い合わせ先 西大寺税務署 086-942-3815



なお、障害年金や遺族年金については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

■問い合わせ先  
ねんきんダイヤル 0570・05・1165  
※050または070から始まる電話の場合  
03・6700・1165  
岡山東年金事務所 086・270・7929